

特集 | 全ての子どもたちが生き生きと過ごせる教育を!

一人ひとりが、命の尊さと、人や自然を敬う気持ちを大切にしながら、
 学び、働き、愛情につつまれて暮らせること、
 そして、自らの能力を発揮し、生きがいのある人生を送ること、それがみんなの願いです。

—教育大綱 前文より—



いじめを許さない

誰もが楽しく通える学校づくりを目指して

市では、学校や家庭、地域が協力していじめのない明るい都市を実現するため、全国に先駆けて、平成7年に「いじめのない明るい都市づくり宣言」を行い、「いじめのない明るい都市づくり基本方針」を定めました。

国・県では、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され「いじめ防止等のための基本的な方針」が定められました。平成29年には、いじめに起因して児童生徒の命が失われるような事態が発生している状況などを踏まえ、国・県の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されました。

市では、平成29年に「教育大綱」を制定するとともに、いじめの重大事態などに対応するため「児童生徒等の重大事態調査委員会」を設置するなど、「深めよう絆」を合言葉にいじめの未然防止に力を入れて子どもたちの健全育成に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、県内でもいじめによる尊い命が失われる事態が発生するなど、いじめ問題は未だ大きな課題となっています。

そこで、令和2年度に「いじめのない明るい都市づくり基本方針」を国・県の動向や「教育大綱」の理念、現在の学校や地域、家庭を取り巻く状況などに対応した内容に改定しました。